

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から43年3月まで
私が昭和41年4月に20歳になると、父が国民年金の加入手続きをしてくれ、当時、父が経営していた化粧品店に来ていた集金人を通じ、両親の国民年金保険料と一緒に、私の保険料も納付してくれていたため、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立内容どおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、申立人が20歳の昭和41年4月ごろに払い出されていることが確認できるとともに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親をはじめ、母親も国民年金加入期間に未納は無く、国民年金制度に対する理解及び納付意識の高さがうかがえ、かつ、申立期間当時、申立人と共に保険料を納付していた両親の納付記録があるものの、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、保険料を納付していたとするその父親の生活環境に大きな変化が認められないことから、申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情があったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から同年10月までの期間、39年4月及び同年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年8月から同年10月まで
 : ② 昭和39年4月
 : ③ 昭和39年10月から45年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①、②及び③の納付事実の確認ができないとの回答を受けたが、申立期間③のうちの43年10月から45年3月までは夫婦で、それ以外は特例納付で納めたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月から45年3月までを除く申立期間については、当時、自営業の関係で確定申告書の作成を依頼していた税理士から国民年金保険料を納付するよう助言を受けたものの、納付すべき保険料が高額だったため、その夫に相談した上で50年6月にA区B出張所で納付したと申し立てしているところ、当該税理士は「確定申告書の控えは、処分してしまったが、（申立人は保険料を）納付したと思う」と証言しており、その夫も「金額は忘れてしまったが（申立人が保険料を納付するに当たり）相談された」としていることから申立内容の信憑性の高さがうかがえる。

また、申立期間③のうちの昭和43年10月から45年3月までの期間については、申立人自身が配偶者の保険料と一緒にA区B出張所で納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致しており、その申述に

不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以降、夫婦共に国民年金加入期間に未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から42年3月まで

昭和40年から45年8月の間に、A区役所又はB出張所で国民年金の加入手続きを行い、25年以上加入しないと受給できないと聞いたため、申立期間の保険料について、数回に分けてさかのぼって納付したはずである。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年から45年8月の間に、A区役所又はB出張所で申立期間の国民年金保険料を数回に分けて納付し、細長く白い用紙に丸い紺色の印鑑が押された領収書を受領したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は42年11月に払い出されており、その時点では、申立期間のうち、40年10月から42年3月までの期間は過年度納付によりさかのぼって納付することが可能である上、受領したとする領収書の記憶も具体的であり、また、申立期間後には6か月から1年6か月の保険料をまとめて納付した実績があることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

また、社会保険庁の記録では、申立期間直後の46年1月から47年4月までの申立人の記録は無資格期間とされておりながら、46年1月から3月分については、社会保険庁の特殊台帳に還付記録があることから、事務手続上の瑕疵があったことが考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和36年5月から40年9月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料

を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、別の手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、妻に申立期間の国民年金保険料を昭和51年1月26日の午前中にA市（現在は、B市）のC前に設置された臨時窓口で納付させた。そのときの領収証書もある。申立期間が未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻に申立期間の国民年金保険料を納付させたと申し立てているところ、その妻は、「昭和50年度の保険料を申立人の給料日の翌日である昭和51年1月26日午前中にCの前に開設されたA市役所（現在は、B市役所）の臨時窓口で納付したが、その際、保険料を受領した市役所の職員から、もう1年さかのぼって保険料を支払えば年金額が大きくなると言われたので、お金を取りに急いで自転車で自宅に戻り、申立期間の保険料を過年度納付で支払った。」としており、保険料納付時の記憶が具体的で、かつ、鮮明である。

また、A市役所の職員から申立期間の保険料を過年度納付で奨められたとする申立人の妻の証言は、申立人がその妻に申立期間の国民年金保険料を納付させたとする月の翌月の51年2月に35歳に達することから、同市役所の職員が、申立人の年金受給権を確かなものにさせる目的で過年度納付を奨めたものと考えられ、その証言に不自然さは無い。

さらに、申立人は、申立期間以降は未納が無い上、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から同年12月まで
夫婦一緒に納付していたにもかかわらず、私の分だけ納めていないということはあり得ない。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達と同時に国民年金に加入し、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、常にその妻と一緒に納付していたと主張するところ、特殊台帳によると、その妻が国民年金に加入する一時期を除いて、夫婦の納付日は一致する上、申立期間に係る妻の保険料は納付済みである。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化はみられず、かつ、申立期間は9か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで
住み込みで勤務していた店の主人に勧められて国民年金に加入した。集金人がやってきて店の主人が私の保険料を納付していた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が住み込みで勤務していた店の主人が納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年3月14日に店主夫婦と連番で払い出されており、申立期間に係るその店主夫婦の記録は納付済みとなっていることから、店主の保険料の納付意識は高かったものと認められ、申立人の申立期間に係る保険料を店主が納付していたとしても、特段不自然な点は見当たらない。

また、店主からは「(申立人の)国民年金保険料は私が納付していた」との証言がある上、申立人は、「集金人が来店した、紛失した国民年金手帳の色は赤である」と主張するところ、A区の広報誌では同区が昭和37年度から職員による集金を開始したこと、国民年金手帳が赤色と青色の二通りあったことが確認できることから、申立人の主張には^{しんぴようせい}信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 46 年 3 月から 49 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 46 年 3 月から 49 年 10 月まで

申立期間①の国民年金保険料は、第 2 回の国民年金特例納付制度により保険料を納付した記憶があり、また、申立期間②の保険料は申立期間の領収書の一部を所持しており、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は申立期間の一部である昭和 45 年 6 月分の領収証書を所持しており、本領収証書に記載されている保険料額は第 2 回特例納付保険料額の月額 900 円とは異なる 600 円と記載されているものの、第 2 回特例納付による国民年金保険料の納付手続を行ったことが確認できることから、申立期間①が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人は国民年金被保険者資格の喪失期間とされているが、昭和 49 年 12 月 10 日に、納付対象月の記載はないものの、昭和 47 年度の 3 か月分及び 48 年度の 9 か月分の保険料を過年度納付した領収証書を申立人が所持している上、社会保険庁の記録には本領収証書の記載内容が反映されていないことから、行政側の記録管理に不備があったことが確認される。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録によると、昭和 43 年 4 月から 44 年 10 月までの期間は法定免除期間とされていたが、このうちの一部である 44 年 4 月から同年 10 月までの期間については、法定免除期間であるにもかかわらず国民年金保険料を現年度納付しており、かつ、残りの法定免

除期間以外は第3号被保険者期間を含む国民年金加入期間のすべてを納付していることから、申立人の納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年10月までの期間、39年3月から41年10月までの期間及び41年12月から49年2月までの期間の国民年金保険料並びに平成元年1月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年10月まで
② 昭和39年3月から41年10月まで
③ 昭和41年12月から50年12月まで
④ 平成元年1月

バーテンダー見習いとして働いていた時に店の客の話から国民年金制度を知り、昭和45年5月か同年6月ころに国民年金への加入手続のため同僚と一緒に役所に行った。その時自分が結婚していることを初めて知り、手続をせずその場は帰った。後に改めて役所に向かい、保険料を3万7,000円ぐらい納付したところ、職員に「これで全部納まった」と説明された。その後は、前妻が毎月自宅に訪れる近所の集金人に保険料を払っていた記憶がある。現在の妻と再婚した後、役所から勧められて夫婦共に付加保険料を納めるようになった。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料、申立期間④の付加保険料について未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③のうちの昭和41年12月から46年3月までの期間について、申立人は、45年5月か同年6月ころに国民年金への加入手続のため役所に向かい、後に改めて手続を行ったとしていることから、同年7月ころに加入手続及び保険料納付を行ったと推認される

ところ、当該時期は第1回特例納付期間中であり、申立人は記録上強制加入期間であったことから、特例納付を行うことが可能であり、加入手続時にさかのぼって未納分の保険料をすべて納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人の同僚は、昭和45年6月1日に国民年金被保険者資格を取得し、国民年金手帳記号番号についても同年6月ころに払い出されており、申立人と一緒に加入手続に行ったとする申立内容を裏付けている。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続、保険料の納付方法、納付金額等についての記憶が具体的であり、このうち、申立人が加入手続時に納付したとする納付金額は、仮に加入時の昭和45年度から、厚生年金保険被保険者期間を除き、資格取得時の36年4月までさかのぼって保険料を納付した場合の納付金額とおおむね一致しており、申立内容は信憑性が高いと認められる。

2 申立期間④について、社会保険庁の記録では、昭和53年12月から平成8年12月までの付加記録のうち、申立期間④の付加保険料の納付を辞退する手続を行った記録は無く、申立人も当該手続の記憶は無い。

また、申立人の妻の申立期間④の付加保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の申立期間④の付加保険料が未納となっているのは不自然と考えられる。

3 一方、申立期間③のうち、昭和46年4月から50年12月までの期間について、申立人は、その前妻が近所の集金人に保険料を納めていたと申し立てているが、申立人が当時居住していたA区では民間の集金人による保険料徴収を行っていない上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、前妻も既に亡くなっていることから、保険料の納付状況等が不明である。

4 なお、申立人は、第3回特例納付期間中である昭和54年1月18日に特例納付を行い、36年4月から同年10月までの期間及び39年3月から41年6月までの期間の国民年金保険料(35か月)が納付済みとなっているものの、当該期間は、国民年金保険料が既に納付済みの期間であったと推認できることを踏まえると、申立人は、当時、特例納付の対象期間であった46年4月から49年2月までの保険料(35か月)を納付したものと考えるのが相当である。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のう

ち、昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの期間、39 年 3 月から 41 年 10 月までの期間及び 41 年 12 月から 49 年 2 月までの期間の国民年金保険料並びに平成元年 1 月の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 42 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、昭和 39 年ごろ自宅前の A 区役所から職員が国民年金の勧誘に訪れ、国民年金に加入するとともに、母親が過去の国民年金保険料を一括で納付した。また、申立期間②については、国民年金手帳に納付の検認印があるので、申立期間①及び②が未納となっているのに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 39 年ごろ自宅前の A 区役所の職員が国民年金の勧誘に訪れたので、国民年金に加入し、母親が過去の国民年金保険料を一括で納付したとしているところ、申立人は、その母親と共に区役所職員から国民年金制度の説明を受けたことなど、当時の状況を具体的かつ鮮明に記憶している。

また、申立人の国民年金手帳は、B 自治体から昭和 39 年 7 月 15 日に発行されており、発行日からすると、申立期間は過年度で納付することが可能であり、申立人が記憶している保険料額は、当時の保険料額と一致していることから、申立内容に信憑性が認められる。

さらに、申立人の母親は、米穀商を営む会社の社長をしており、国民年金保険料を納付できない経済的な事情はみられない上、申立人は、申立期間①及び②以外は国民年金保険料を納付済みであり、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 42 年 1 月から同年 3 月の国民年金印紙検認記録欄には検認印があり、国民年金保険料は納付されていたと考えられる。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和27年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月21日から28年1月6日まで

厚生年金の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。A株式会社には、昭和27年11月21日から継続して勤務しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A基金の記録及びB組合の回答により、申立人は、A株式会社に昭和27年7月18日から勤務していることが確認できる。

また、社会保険庁の記録、A株式会社作成の個人記録票等により、申立人は昭和27年11月21日から平成10年5月30日まで同社及びそのグループ会社の正社員として継続勤務していたことが確認でき、同社では「賃金台帳等の資料は保存されていないが、正社員であれば社会保険への加入については、資格要件を満たしているので厚生年金保険料は控除されていたはずと思われる」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、正社員となって以降、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 28 年 1 月の社会保険事務所の記録から、4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、事業所作成の厚生年金被保険者台帳における資格取得年月日が社会保険事務所の記録上の資格取得日と同じ昭和 28 年 1 月 6 日であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 27 年 11 月分及び同年 12 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月1日から44年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会社B所における資格取得日に係る記録を42年7月1日に、資格喪失日に係る記録を44年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額については、42年7月は2万円に、同年8月から43年9月までは2万4,000円に、同年10月から44年3月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月1日から44年4月1日まで
② 昭和50年4月16日から52年4月5日まで
③ 昭和54年8月1日から55年8月22日まで
④ 昭和55年9月5日から57年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、②、③及び④について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①についてはA会社（現在は、C会社）に、申立期間②及び③についてはD会社に、申立期間④については株式会社Eに勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管するA会社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和41年4月1日に取得し、42年7月1日に喪失した後、44年4月

1日に再度取得し、50年4月16日に喪失しており、申立期間において申立人の記録は無かった。

また、申立人は申立期間当時、A会社での勤務地がE区からF市に変わったと申し立てしており、同社に照会したところ、同市にB所が存在していることが確認できたことから、同事業所の被保険者原票も調査したが、申立期間において申立人の記録は無かった。

しかしながら、同社が提出した在職期間証明書、雇用保険の記録及び事業主の証言により、申立人が、昭和41年4月1日から50年4月15日まで、A会社に継続して内勤職員で勤務していたことが確認でき、同社では、「内勤職員だとすると、賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間に係る保険料を申立人の給与から控除していたと思われる」と回答している。

また、申立人が申立期間においてF市で一緒に勤務したと記憶している同一職種（医務業務）の同僚は、F市にあったA会社B所で申立人と一緒に勤務していたと証言しており、かつ、その同僚は、社会保険事務所が保管するA会社B所の被保険者原票により、申立期間において当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間当時、上司であったとする同僚（死亡）も、A会社B所の被保険者原票により、申立期間において当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA会社B所に勤務し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から判断すると、昭和42年7月は2万円、同年8月から43年9月までは2万4,000円とし、同年10月から44年3月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としているが、申立期間のA会社B所の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年7月から44年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行して

いないと認められる。

- 2 一方、申立期間②及び③については、当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人がD会社G支社に勤務していたことはいかがえるが、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票は無い。

申立期間④については、当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人が株式会社Eに勤務していたことはいかがえるが、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票は無い。

このほか、申立期間②、③及び④については、それぞれの事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和44年11月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和44年5月から同年9月までの標準報酬月額については4万5,000円、同年10月の標準報酬月額については5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月27日から同年11月21日まで

社会保険事務所の記録では、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和44年5月27日となっている。実際に同社を退職したのは同年11月21日であり、同じ会社に勤めていた、妻の喪失日も昭和44年11月21日であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、昭和44年11月30日までB株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失の処理は、昭和44年12月17日付けでA株式会社の全喪年月日（44年11月21日）より前の同年5月27日までさかのぼって行われていること、また、それに併せて、同年10月に行われた申立人の標準報酬月額の定時決定についてもさかのぼって取消訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社においては、60名が全喪年月日（昭和44年11月21日）と同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているところ、40名については、申立人と同様に同年5月27日までさかのぼって資格喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和44年5月27日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に

係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格の喪失日は、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 11 月 21 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 43 年 12 月及び取消訂正された 44 年 10 月の社会保険事務所の記録から、44 年 5 月から同年 9 月までの標準報酬月額については 4 万 5,000 円、同年 10 月の標準報酬月額については 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金 事案 792

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における平成3年2月から9年7月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、平成3年2月から6年10月までは53万円に、同年11月から9年7月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から11年5月1日まで

株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合うものとなっていない。したがって、現在、受給中の厚生年金保険の年金額に誤りがあると思うので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、株式会社Aに勤務していた申立期間のうち、平成3年2月から9年10月までの期間が標準報酬月額の最高限度額であることが記録されており、当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、3年2月から6年10月までは53万円、同年11月から9年9月までは59万円であったことが確認できる。

また、申立人より提出された給与明細書により、平成3年2月から6年10月までは53万円、同年11月から9年7月までは59万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認することができる。

さらに、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（資格記録）では、株式会社Aについては、平成9年9月19日に申立人と事業主を含む3名の標

準報酬月額が遡って引き下げられており、申立人の標準報酬月額については、3年2月から4年9月までは53万円から6万8,000円へ、同年10月から5年9月までは53万円から8万円へ、同年10月から6年10月までは53万円から9万2,000円へ、同年11月から9年7月までは59万円から9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。

加えて、株式会社Aの当時の経理担当者は「社会保険料が払えなくなり滞納していた。社会保険事務所からは、よく督促を受けるようになった。そこで社会保険事務所と相談する中で、役員の報酬月額を減額する方向に向いていった。」旨を供述しているところ、社会保険事務所は当時の状況は不明としている。

これらを総合的に判断すると、事業主が算定基礎届を6年分もさかのぼって提出することは通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額の遡^{そきゆう}及訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実と異なる処理であることが明らかであり、合理的な理由は無いことから、申立人の申立期間のうち、平成3年2月から9年7月までの期間の標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、平成3年2月から6年10月までは53万円、同年11月から9年7月までは59万円と訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成9年8月から11年4月までの期間については、申立人より提出された給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致しており、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 798

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年12月1日にA株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから申立人に係るA株式会社における厚生年金保険の資格喪失日を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで
厚生年金保険の加入記録をB社会保険事務所に照会したところ、昭和44年11月30日から同年12月1日までの記録が確認できないとの回答であった。

A株式会社に昭和44年10月1日から同年11月30日まで勤務して、厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたことを記憶しており、厚生年金基金の資格喪失日は同年12月1日であることから申立期間を未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金連合会(現在は、企業年金連合会)の年金支給義務承継通知書及び企業年金連合会老齢年金裁定通知書により、申立人が申立期間もA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人はA株式会社において、昭和44年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年11月30日に喪失しており、申立期間について被保険者としての記録が無い。

一方、厚生年金基金連合会の年金支給義務承継通知書では、申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和44年12月1日となっているところ、申

立期間当時、厚生年金保険の資格の届出書は複写式で厚生年金基金の資格の取得喪失の届出書と一体のものであったことから、厚生年金基金に提出された届出書と同一のものが社会保険事務所に提出されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 44 年 12 月 1 日に申立人が A 株式会社において被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また申立期間の標準報酬月額については、資格喪失前の昭和 44 年 10 月の時点における社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
厚生年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月21日から38年5月21日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給されたことになっているが、請求したことも受け取ったこともないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の被保険者名簿における申立人の生年月日が、正しい記載から全く別の日付に変更されているなど、年金記録の記録管理において適切さが欠けていることがうかがえる上、申立期間の脱退手当金は、支給されたとする額が法定支給額と相違している。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたとする昭和38年9月27日の4日後に、申立に係る事業所とは別の事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、当時、脱退手当金を請求する意志を有していたとは考え難い。

さらに、申立てに係る事業所は、当時、代理請求を行っていたかは不明としており、当該事業所の被保険者名簿における申立人の前後75名のうち、脱退手当金を受給したとされる者が6名と少ないことなどを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 29 日から 44 年 10 月 1 日まで

60 歳になり、年金受給の手続きをするために社会保険事務所へ行ったところ、脱退手当金が支給済みであると言われた。事業所を退職した当時は、脱退手当金の制度を知らなかったため、脱退手当金を請求しておらず、受け取れるはずもない。年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職時に事業所から厚生年金保険被保険者証を渡されず、脱退手当金の説明も無かったため、脱退手当金を請求できることを知らなかったと主張しているところ、昭和 45 年 10 月 1 日に被保険者の資格を喪失した申立人の同僚は、同年 10 月 22 日付けの「脱退手当金の請求の意思確認」を内容とする文書を、事業所を管轄する A 社会保険事務所から受け取っている上、「当時、脱退手当金の制度も知らず、請求した覚えも無いのに、脱退手当金を請求したことになっていたため、A 社会保険事務所へ説明を聞きに行った後、脱退手当金の請求を取り消した（オンライン上も脱退手当金の支給記録は無い）」と証言しており、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が申立人の委任を受けずに代理請求したことがうかがえる。

なお、A 社会保険事務所によると、昭和 46 年 2 月 14 日提出分の脱退手当金請求書から「脱退手当金の請求の意思確認」の文書を添付の上保管されているとしており、同じく A 社会保険事務所に保管されていた申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、当該意思確認の文書は添付されていない

ことから、申立人の資格喪失当時、A社会保険事務所は、当該意思確認の文書を送付しておらず、したがって、代理権の無い者が行った脱退手当金の請求行為に対して、申立人は追認または追認拒絶することができずに60歳に到達したものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（以下「A本社」）における資格喪失日及び同社B店（B出張所）における資格取得日に係る記録を昭和28年4月16日に訂正し、当該期間における標準報酬月額を同年3月は5,000円に、同年4月は4,500円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA本社における資格取得日に係る記録を昭和29年3月15日に訂正し、当該期間における標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月31日から同年6月1日まで
② 昭和29年3月15日から同年6月1日まで

昭和27年2月21日から41年3月30日までは株式会社Aに継続勤務し、そのうち、28年4月から29年3月まではA本社から同社B店に転勤した。転勤前後の期間に勤務の空白はないので、申立期間①及び②は厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人がA本社及び同社B店に継続して勤務し（昭和28年4月16日ころから29年3月15日ころまではB店に勤務。その前後の期間はA本社に勤務）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については社会保

険事務所のA本社に係る昭和28年2月の記録から同年3月は5,000円、同じく同社B店に係る同年6月の記録から同年4月は4,500円、申立期間②については同社B店に係る29年2月の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A銀行（現株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年1月27日に、また同行D支店における資格取得日に係る記録を同年1月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月28日から同年2月7日まで
昭和31年1月27日に株式会社A銀行C支店からD支店に転勤になったが、厚生年金保険の記録は申立期間が欠落している。同一企業の社内異動であり何らかの間違いと思われるので、同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、行員職歴簿、雇用保険の記録等により、申立人が株式会社A銀行に継続して勤務し（昭和31年1月27日に同行C支店から同行D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社A銀行D支店への転勤前後の社会保険庁の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主回答等によると、申立人は昭和31年1月27日付けで株式会社A銀行C支店から同行D支店に異動していること、及び同行D支店の厚生年金保険の資格取得日が

同年2月8日となっていて、申立人は当時は10日ほどの赴任期間があったとしていることから、同支店において誤って着任日を資格取得日として届け出たものと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格取得日に係る記録を昭和34年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月25日から同年10月1日まで

昭和30年から平成10年まで株式会社Aに継続して勤務し、34年9月に同社本社から同社B支店に転勤したが、その時期の厚生年金保険の加入記録が無い。34年9月分の厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（同社の人事記録によれば、昭和34年9月15日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年10月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に全喪し、元事業主も保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 49 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、母が A 区役所 B 出張所で加入手続を行った後、納付してくれたので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母（故人）が、申立期間当時、A 区役所 B 出張所で国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月 25 日以降に払い出されたことが確認できることから、30 年 12 月から同区に住民票が登録されていた申立人に、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い。

また、申立人は、昭和 37 年度の国民年金保険料の領収書を所持していたことがあると主張しているが、その母が当該年度の保険料を現年度納付または過年度納付等したのか定かではないとしている上、当該期間の現年度保険料の収納方法は印紙検認方式だったことから、当該領収書が申立人の主張する領収書だったと推認することは困難である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から51年12月まで
昭和46年4月から51年12月までの国民年金保険料の納付記録が確認できなかったとの社会保険事務所からの回答をもらった。
A市役所から「特例納付ができる」という通知が送付され、約30万円を用意して市役所若しくは出張所に一括して納付した記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付を行ったとする当時、過去の未納期間の一部について国民年金保険料を納付したと述べているが、納付したとする期間は曖昧であり、意見陳述を行ったものの、納付期間を明らかにできる事情が得られなかった。

また、申立人は、A市から特例納付の納付書が郵送されてきたことから、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、調査の結果、行政の担当者が特例納付の納付書を作成するに当たり、特例納付を行おうとする者と相談することなく、保険料の未納期間の一部期間について納付書を作成することは無かったと考えられることから、申立人の主張のとおり特例納付が行われたと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付した理由について、「A市から、その分を払わないと将来年金がもらえなくなる。と言われたので。」と申し立てているが、申立人は、昭和52年1月に満35歳に到達することから、52年1月から同年3月までの保険料を特例納付した形跡はうかがえるものの、5年を超える申立期間を納付しなければなら

ない必然性はなく、申立内容と整合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1754

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 43 年 9 月まで

探し物の最中に国民年金手帳を見つけた。申立期間は自分が納付したと思うが一部は義母が納付したかもしれない。それから何年か分を分割した納付書をもってまとめて納付したのかもしれない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確でない上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人には、昭和 42 年 9 月ごろと 53 年 10 月ごろ払い出しの二つの国民年金手帳記号番号が付与されており、申立人が探し物の最中に見つけたとする国民年金手帳は前者の手帳であるが、当該手帳で納付状況の確認が可能な「昭和 42 年度国民年金印紙検認記録」欄をみるかぎり、検認の押印が無い上、当該記号番号の払い出し時点からすると、申立期間の一部は時効により納付することができない期間である。

さらに、昭和 53 年 10 月ごろ払い出しの国民年金手帳記号番号の特殊台帳によると、申立人は 45 年 12 月から 53 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付及び第 3 回特例納付制度により納付しているが、ほかに申立人が特例納付したことをうかがわせる形跡はなく、かつ、当該納付記録を疑わせる事情も見当たらない。なお、申立人の「まとめて納付したかもしれない

い」とする記憶は、当該期間について過年度納付及び特例納付をしたことと混同している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 43 年 3 月まで
申立期間当時は A 区 B 町に住んでおり、会社を辞めた昭和 39 年 6 月ごろ A 区役所 B 出張所において妻の分と一緒に国民年金の加入手続をし、出張所の窓口で保険料を納めた。
確かに支払っていたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 6 月ごろ A 区役所 B 出張所において、その妻の分と一緒に国民年金の加入手続をして同出張所の窓口で保険料を納付したと主張するが、国民年金手帳の交付を受けた記憶が無いとしている上、手帳記号番号の払出しは 43 年 11 月であることが確認できることから、この時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、残りは過年度納付によらなければ納付できない期間となるが、過年度納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、社会保険庁の特殊台帳によると、C 市で払い出された国民年金手帳記号番号に基づき昭和 43 年度の申請免除記録が確認されることから、C 市において転入手続をする際、同時に国民年金の加入及び申請免除手続がなされたものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和57年4月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年1月まで

昭和57年4月に会社を退職して独立したのを機に、市役所に行き国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は妻の分と一緒に取引先の信用金庫か郵便局で納めていた。60年2月から62年5月までの期間の保険料は第四種被保険者期間と重複していたため還付されたが、57年4月から60年1月までの期間の納付の確認ができないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年6月に第四種被保険者として厚生年金保険に加入して、受給要件20年を満たしており、かつ、平成3年6月から12年8月までの期間は国民年金基金に加入しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人から提出された昭和59年分及び60年分の確定申告書（控）には、国民年金保険料の支払額が記載されており、その金額は59年分については申立人の59年4月から同年12月までの期間の保険料額とその妻の59年1月から同年12月の期間の保険料額の合計額とほぼ一致していること、60年分については夫婦二人分の60年1月から同年12月までの期間の保険料額と一致していることが確認できることから59年4月から60年1月までの期間の保険料を納付していたことが推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの期間及び確定申告書（控）の存しない57年4月から58年12月までの期間については、59年分確定申告書（控）から申立人の国民年金保険料の納付が確認できるのは59年4月以降であることから、納付していたことが推認でき

ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は昭和 59 年 4 月から 60 年 1 月までは厚生年金保険の第四種被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から平成 2 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月から平成 2 年 11 月まで
平成 3 年 7 月ころ、地区の納税組合長と一緒に訪ねて来た A 市役所の職員に国民年金に加入して保険料を納付しないと、納税組合の人に還付金がでないと言われた。一括で納付すれば、20 歳にさかのぼって納付できること、昭和 54 年 11 月から平成 3 年 12 月までの期間の国民年金保険料は約 95 万円であると言われて、父母も同席した場で納付したのに、昭和 54 年 11 月から平成 2 年 11 月までの期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、地区の納税組合長等をしてきた近所の人と一緒に連れて来た A 市役所の職員に、父母同席の場で支払ったと主張しているものの領収書はもらっていないと思うと述べ、申立人及びその父母は、国民年金の加入手続を自ら行っておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

また、申立人の年金手帳記号番号が払い出された平成 3 年 12 月の時点では、申立期間のうち、昭和 54 年 11 月から平成元年 12 月までの期間は、時効により納付できない期間であり、別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、平成 3 年 12 月ごろは特例納付が実施されていた期間でもない。

さらに、A 市では平成 3 年当時、国民年金は納税組合の還付金の対象となっていない上、国民年金の加入及び納付催告に職員が自宅へ行くことは無かったとしている。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

申立期間については、昭和 35 年 12 月に会社を退職し、36 年 4 月から A 所に通所することになったため、国民年金保険料の免除を申請した。そのため、同期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、昭和 36 年 4 月から A 所に通所することになったため、国民年金保険料の免除を申請したとしているが、免除申請を行った時期、場所等の具体的な記憶が無く、免除申請手続の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 37 年 7 月 27 日に払い出されており、当時の免除基準では、払出日に免除申請したとすると、同年 4 月までさかのぼって免除を受けることができるが、申立期間まで免除を受けることはできず、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が A 所に入所が決まった昭和 36 年 1 月に免除申請したとすると、34 年 1 月から同年 12 月までの所得が認定対象になるが、申立人の同期間の標準報酬月額から推定した年収は、当時の免除基準で定めた認定限度額である 6 万 5,000 円を超えており、仮に免除申請しても認定されることは困難であったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
昭和35年7月に現住所で青果店を始めてからそんなに経たないころだと思いが、納税組合の人が国民年金制度の説明に来たので、すぐに妻が夫婦二人の国民年金加入手続をした。社会保険庁の記録では、申立期間が未納となっているが、妻が集金方法や集金人が自宅に来たときの状況等を覚えているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和36年4月の国民年金制度発足当時に国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年8月26日に夫婦連番で払い出されることが確認でき、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和36年度から39年度までの検認印が無く、同期間の検認台紙に「40年8月」の割印が押され手帳から切り離されている上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された直後の昭和40年9月3日に40年4月から同年9月までの国民年金保険料が納付されていることから、申立人が40年4月から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、過年度保険料として納付可能な期間の保険料をまとめて納付した記憶が無く、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
昭和35年7月に現住所で青果店を始めてからそんなに経たないころだと思いが、納税組合の人が国民年金制度の説明に来たので、すぐに私が夫婦二人の国民年金加入手続をした。社会保険庁の記録では、申立期間が未納となっているが、集金方法や集金人が自宅に来たときの状況等を覚えているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足当時に国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年8月26日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和36年度から39年度までの検認印が無く、同期間の検認台紙に「40年8月」の割印が押され手帳から切り離されている上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された直後の昭和40年9月3日に40年4月から同年9月までの国民年金保険料が納付されていることから、申立人が40年4月から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、過年度保険料として納付可能な期間の保険料をまとめて納付した記憶が無く、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 15 日から 48 年 4 月 1 日まで
A株式会社勤務していた期間のうち、昭和 47 年 10 月 15 日から 48 年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時は、同社のBとして勤務し、保険料を控除されていた記憶も有るので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が申立期間において、C株式会社及びA株式会社に勤務していたことは確認できるが、社会保険庁の記録により、申立人がC株式会社を昭和 47 年 10 月 15 日に資格喪失し、同社の健康保険被保険者証が、48 年 1 月 22 日付けで返納の処理がされていること、また、A株式会社については、申立期間以降の 48 年 4 月 1 日から新規に適用事業所となっていることが確認できる。

また、A株式会社が保有している健康保険厚生年金保険被保険者台帳の記録は、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 5 日から同年 6 月 5 日まで
年金記録を確認したところ、株式会社Aにおける厚生年金保険の資格取得日が昭和 41 年 6 月 5 日となっていた。しかし、昭和 41 年 1 月 5 日には同社のB工場に入社し、同年 2 月に撮影した同僚と一緒にの集合写真もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び同僚との集合写真により、申立人が株式会社AのB工場に勤務していたことはうかがえるが、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和 41 年 6 月 5 日に取得し、それに訂正の痕跡が無いこと、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、当時は試用期間が設けられており、その期間については社会保険に加入していなかったとの同僚証言や、厚生年金保険の被保険者になる約 1 年前には入社していたと証言する同僚がいるなど、当該事業所においては、入社後直ぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
② 昭和 30 年 6 月 1 日から 33 年 1 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB株式会社に勤務していたので、申立期間①及び②について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人がA社に勤務していたことはうかがえるが、社会保険庁の記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

なお、社会保険庁の記録により、事業主については、申立期間における社会保険の記録が無いことが確認できる。

申立期間②については、同僚の証言により、申立人が申立期間において勤務していたことはうかがえるが、社会保険庁の記録により、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所を昭和 30 年 5 月 1 日に全喪し、新たに厚生年金保険の適用事業所となったのは、33 年 2 月 1 日であることが確認できる。

また、社会保険庁の記録により、申立期間における事業主の厚生年金保険の記録が無いことが確認でき、昭和 30 年から 31 年までの期間に入社した複数の同僚も厚生年金保険の被保険者になった日は 33 年 2 月 1 日であると証言している。

さらに、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の

資料は無い。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 9 月 1 日から 50 年 6 月 26 日まで
② 昭和 57 年 6 月 1 日から 58 年 10 月 30 日まで
③ 昭和 58 年 12 月 1 日から 60 年 4 月 30 日まで

申立期間①についてはA株式会社に、申立期間②については株式会社B、申立期間③については株式会社Cに勤務していたが、これらの期間の厚生年金保険料の標準報酬月額が当時の報酬月額に見合うものとなっていない。特に申立期間③の株式会社Cについては、厚生年金保険の被保険者名簿に記録されている標準報酬月額に改ざんの跡があるので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A株式会社での標準報酬月額が 14 万 2,000 円となっているが、実際の月額報酬は 20 万円から 30 万円弱の間であったと主張しているところ、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における標準報酬月額の記録に訂正の痕跡が無いことが確認でき、また、申立期間について、申立てどおりの月額報酬に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

申立期間②については、申立人は株式会社Bでの標準報酬月額が 4 万 8,000 円となっているが、実際の月額報酬が 28 万円であったと主張しているところ、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における標準報酬月額の記録に訂正の痕跡が無いことが確認でき、また、申立期間について、申立てどおりの月額報酬に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認

できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③については、申立人は、社会保険事務所が保管する株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和60年1月28日付けで、被保険者資格取得日の58年12月1日に遡及して標準報酬月額を30万円から6万8,000円に訂正されているが、これについて、申立人は、知らないまま行われた改ざんであると主張している。

しかしながら、申立人は、当時、社会保険料が多額のため支払いが遅延しており、このような場合、管轄社会保険事務所では、事業主の呼出し等を行い滞納社会保険料の納付について事業主と打合せを行うことになるとしており、当該事業所の代表取締役であった申立人は、社会保険事務所との間で打合せを行ったことを認めていることなどから、仮に、申立人が給与から主張どおりの厚生年金保険料を控除されていたとしても、「厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知りうる状態であったと認められるため、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

また、この申立てのように被保険者資格取得日にさかのぼっての標準報酬月額の訂正については、事業主が代表者印を押印した健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得訂正届を提出し、これにより決められた新しい標準報酬月額を記載した健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を事業主に送付するなどの処理を行うこととなっているが、これと異なる取扱いを行ったとする事実を確認できるような関連資料（申立期間に係る厚生年金保険料等増減内訳書等）を申立人は保持しておらず、また、管轄の社会保険事務所に照会するも、当時の関係資料等は破棄されており申立てに係る事実を確認できなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年6月から22年5月まで
② 昭和22年5月から27年4月まで
③ 昭和27年12月から37年12月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A株式会社の昭和20年12月17日から23年7月20日までの期間、事業主不明の25年2月1日から同年3月25日までの期間、B社の35年10月1日から37年12月23日までの期間以外の期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。しかし、申立期間①についてはC社、申立期間②についてはA株式会社D地、申立期間③についてはB社に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はC社に勤務していたと主張しているところ、社会保険庁の記録では、当該事業所の厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録により、当該期間の大半を占める昭和20年12月17日以降の期間(24か月のうち18か月)については、申立人はE所で厚生年金保険の加入記録が有ることが確認できる。

さらに、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

申立期間②については、申立人はA株式会社D地で勤務していたと主張しているところ、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、また、社会保険事務所の記録により、当該期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを確認できる期間は、昭和22年5月から23年7月20日まではAのF所で、25年2月1日から同年3月25日までは事業主不明であるが厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

申立期間③については、申立人はB社で勤務していたと主張しているところ、社会保険庁の記録により、当該事業所が新規に厚生年金保険の適用事業所となった日は申立期間以降の昭和35年10月1日であり、申立人は同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立期間①、②及び③に係る事業所は既に全喪しており、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から昭和54年2月27日まで
社会保険庁の記録では、資格喪失日が昭和 53 年 9 月 30 日となっているが、実際に同社を退職したのは昭和 54 年 2 月 26 日であり、喪失日は 27 日である。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、A株式会社での離職日は 54 年 2 月 26 日となっていることから、この日まで継続して勤務していたと推認できる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 53 年 9 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、その処理年月日は約 6 か月後の全喪の処理年月日と同じ 54 年 3 月 26 日となっているほか、申立人と同様の^{そきゅう}遡及事例がその他にも 10 数名確認できる。

しかしながら、A株式会社における厚生年金保険の適用及び保険料の控除の状況について、当時の同僚 10 数名に確認したものの、これらを確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかつた上、定時決定処理に不自然さはない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から 58 年 7 月 1 日まで
社会保険庁の記録によれば、A社B支社における資格取得日が昭和 58 年 7 月 1 日になっている。

しかし、長女が2歳になった年の昭和 56 年から勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間においては整理番号が連番になっており欠落も無い。

また、申立人は昭和 56 年から 58 年まで継続して勤務していたと主張しているが、同僚の証言からA社B支社に申立人が勤務していたことはうかがえるものの、同僚は申立の期間に勤務していたか否かまでは記憶しておらず、時期については不明である。

さらに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、A社B支社及び健康保険組合は関連資料が保存されていないとしており、同僚からも申立期間について、申立人の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる証言や資料を得られない等、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和21年4月から同年6月25日まで
(A株式会社B所)
②昭和21年8月7日から同年10月1日まで
(A株式会社B所)
③昭和24年10月1日から25年10月1日まで
(C株式会社D工場)
④昭和25年12月から27年1月14日まで
(E所)
⑤昭和30年10月から31年9月1日まで
(F株式会社)
⑥昭和43年12月から44年3月まで
(G株式会社)
⑦昭和44年3月から同年5月10日まで
(H株式会社)
⑧昭和47年3月から同年5月1日まで
(I株式会社J工場)
⑨昭和48年12月から49年5月1日まで
(K株式会社L事務所)
⑩昭和49年7月8日から50年4月まで
(M株式会社)
⑪昭和50年4月から同年7月1日まで
(N株式会社)
⑫昭和51年11月から52年6月1日まで

(株式会社O)

社会保険庁の記録と実際の在職期間が一致しない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について (A株式会社B所)

申立人は昭和21年4月から同年10月まで継続して勤務していたと主張しているが、申立内容から勤務していたことはうかがえるものの、同僚は申立人が申立の期間に勤務していたか否かまでは記憶していなかった。

また、社会保険庁が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間①及び②においては整理番号が連番になっており欠落も無い。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、事業主は連絡先を調べることができず、同僚からも申立期間について、申立人の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる証言や資料を入手できなかった。

2 申立期間③について (C株式会社D工場)

申立人はP町にあったC株式会社D工場に勤務していた旨申し立てているが、社会保険庁の記録には厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないほか、管轄法務局で法人の商業登記の記録も確認できない。

また、当該事業所に工場を貸していたとされるQ株式会社D工場は昭和32年の住宅地図で確認できるものの、当該事業所について記載はない。

なお、本社の事業主は連絡先を調べることができなかった。

3 申立期間④について (E所)

申立人は昭和25年12月から継続して勤務していたと主張しているが、申立内容から勤務していたことはうかがえるものの、同僚は申立人が申立の期間に勤務していたか否かまでは記憶していなかった。

また、社会保険庁が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、事業主からは回答を得られず、同僚からも申立期間について、申立人の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる証言や資料を入手できなかった。

4 申立期間⑤について (F株式会社)

申立人はR市にあったF株式会社に勤務していた旨申し立てているが、同僚の証言から勤務していたことはうかがえるものの、管轄法務局で法人の商業登記の記録が確認できない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、昭和 30 年から 31 年に資格取得している者について確認したが、申立人の記録は無く、整理番号は連番になっており欠落も無い。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、事業主は連絡先を調べることができず、同僚からも申立期間について、申立人の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる証言や資料を入手できなかった。

なお、申立期間当時、当該事業所に勤務していた同僚からは「入社後一定の見習い期間があった。」との証言もあった。

5 申立期間⑥について（G株式会社）

申立人はS市にあったG株式会社に勤務していた旨申し立てているが、社会保険庁が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、昭和 43 年から 44 年 3 月に資格取得している者について確認したが、申立人の記録は無く、整理番号は連番になっており欠落も無い。

また、事業主は申立人について「資料が残っていないので不明。」と回答しており、同僚からも申立期間について、申立人の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる証言や資料を入手できなかった。

さらに、申立期間に係る雇用保険の加入記録も無い。

なお、事業主と一部の同僚からは、試用期間について「3ヶ月以上あった。」との証言もあった。

6 申立期間⑦について（H株式会社）

申立人は昭和 44 年 3 月からH株式会社継続して勤務していたと主張しているが、同僚の証言から勤務していたことはうかがえるものの、社会保険庁が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間においては整理番号が連番になっており欠落も無い。

また、当該事業所は既に全喪しており、事業主も既に死亡していることから当時の資料や証言を得ることができず、同僚からも申立期間について、申立人の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる証言や資料を入手できなかった。

さらに、当該事業所における雇用保険の加入記録は昭和 44 年 7 月 10 日から同年 8 月 31 日までとなっており、同僚からは「昭和 44 年頃に申立人自身が発起人となり、その時から社員全員が厚生年金保険に加入した。」との証言もあった。

7 申立期間⑧について（I株式会社J工場）

申立人はT町にあったI株式会社J工場に勤務していた旨申し立てているが、社会保険庁の記録には厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認

できないほか、管轄法務局で法人の商業登記の記録も確認できない。

また、事業主は「J工場は厚生年金保険の適用事業所ではなく、社会保険の加入については本社で一括処理していた。」と回答している。

さらに、申立人は「本社で勤務したことがない。」としているが、本社において9か月の厚生年金保険の被保険者期間があり、当該事業所で勤務していたとする同僚も、申立人と同様にJ工場としての記録は無く、本社における厚生年金保険の被保険者期間のみとなっている。

8 申立期間⑨について（K株式会社L事務所）

申立人はU地にあったK株式会社L事務所に勤務していた旨申し立てているが、本社の商業登記にU地の支店記載があるものの、社会保険庁の記録には厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、本社の事業主は既に死亡していることから当時の資料や証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は「本社で勤務したことがない。」としているが、本社において2か月の厚生年金保険の被保険者期間があり、当該事業所で勤務していたとする同僚も、申立人と同様にL事務所としての記録は無く、本社における厚生年金保険の被保険者期間のみとなっている。

9 申立期間⑩について（M株式会社）

申立人はV区にあったM株式会社に勤務していた旨申し立てているが、雇用保険の加入記録から勤務していたことは確認できるものの、社会保険庁が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち昭和49年から50年に資格取得している者について確認したが、申立人の記録は無く、整理番号は連番になっており欠落も無い。

また、事業主は申立人について「申立てどおりの届出を行ったかは不明だが、当時、雇用保険のみに加入していた労働者がいた。」と回答しており、同僚からも申立期間について、申立人の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる証言や資料を入手できなかった。

さらに、申立人が経理を担当していたとする同僚については、当該事業所において厚生年金保険の被保険者期間は見当たらない。

10 申立期間⑪について（N株式会社）

申立人は昭和50年4月から継続して勤務していたと主張しているが、申立内容から勤務していたことはうかがえるものの、同僚は申立の期間に勤務していたか否かまでは記憶していなかった。

また、社会保険庁が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間においては整理番号が連番になっており欠落も

無い。

さらに、雇用保険の加入記録も社会保険庁の記録と一致している。

加えて、事業主は「申立人について昭和 50 年 8 月 27 日付の管理部長任命の辞令以外に資料は残っていない。」と回答しており、同僚からも申立期間について、申立人の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる証言や資料は入手できなかった。

11 申立期間⑫について（株式会社O）

申立人はW市にあった株式会社Oに勤務していた旨申し立てているが、同僚の証言と申立期間の一部にかかる雇用保険の加入記録から勤務していたことはうかがえるものの、社会保険庁が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、昭和 51 年から 52 年に資格取得している者について確認したが、申立人の記録は無く、整理番号は連番になっており欠落も無い。

また、事業主は申立人について「資料が残っていないので不明。」と回答しており、同僚からも申立期間について、申立人の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる証言や資料は入手できなかった。

12 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑫に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、当該事業主の厚生年金保険の届出が誤っており、その確認を怠った社会保険事務所の責任でもあることから、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めるべき旨を主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かなどを踏まえ、年金記録の訂正の可否を判断する機関であり、このような不服に係る認定事務は年金記録確認第三者委員会が行うものではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 18 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 40 年 11 月 12 日から 41 年 12 月 15 日まで
③ 昭和 42 年 9 月 28 日から 48 年 1 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金を受給したことになるが、脱退手当金の支給日とされている昭和 48 年 6 月当時は、長男出産の臨月を迎えており、脱退手当金の手続をすることは不可能である。脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 48 年 6 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 10 日から 48 年 5 月 1 日まで
(有限会社A)

社会保険庁の記録では、申立期間は脱退手当金を支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給してはいないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する有限会社Aの事業所別被保険者名簿により、同事業所の新規適用日である昭和 35 年 5 月 1 日から全喪日である 49 年 12 月 1 日までに厚生年金保険の資格を喪失した女性 43 名全員の脱退手当金の支給記録を確認したところ、このうち同社にて脱退手当金の受給権が発生する 24 月以上の被保険者期間がある 27 名のうち 9 名に脱退手当金の支給が確認できる。

また、同僚から申立人は厚生年金保険業務を担当していたとの証言があり、44 年 6 月以降に被保険者の資格を喪失した別の同僚からは、申立人から脱退手当金の請求手続の説明を受けて受給したとの証言を得られた。

さらに、申立人の前任者が同業務を行っていた時には、事業主による代理請求がなされていたとの証言もあることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

加えて、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、退職日から 2 か月後の昭和 48 年 6 月 29 日に支給決定されているなど、事務手続に不自然さは見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間にかかる脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 43 年 6 月 1 日まで
退職 1 年後に退職した友人たちが支給されたので、その同僚と一緒に窓口に行ったが、窓口の係員から「あなたは少額の保険料しか納めていないので支給される金額はありません。」と言われた。
そのとき、提出した書類は厚生年金被保険者証で、「脱」印を押印されて返された。私は脱退手当金を受け取っていないのに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人が保有している厚生年金被保険者証にも「脱」印が記載されている。申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りはなく、申立人及び元同僚とともに社会保険事務所に行ったとする昭和 44 年春頃からおおよそ 3 から 4 か月経過した、同年 7 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人はその場で脱退手当金の受け取った記憶が無いことをもって受給の事実はないとしているが、脱退手当金の支給は、申請を受けて支給決定をし、申立人の状況に応じ、国庫金支払い通知書などの書類を作成し通知することから、脱退手当金を受け取った記憶が無いというのみで脱退手当金が支払われていないとは認め難い。

さらに、申立人と一緒に社会保険事務所へ同行したとしている同僚の連絡先は不明であり、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月21日から41年2月9日まで
A株式会社に勤めていた昭和35年3月21日から41年2月9日の間について、脱退手当金は受け取っていない。
当時はそのような制度自体知らなかった上、厚生年金自体もよく知らなかった。
会社を退職する際に「大事にしてください」といわれ厚生年金の被保険者証を渡されたが、紛失してしまった。一時金の請求のために会社に行ったこともなければ、社会保険事務所の場所も知らなかったのでこの記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約13か月後の昭和42年3月28日に支給決定されていることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

しかし、管轄社会保険事務所が保管している被保険者名簿に脱退手当金の支給手続を示す「脱」印がある上、社会保険庁のオンライン記録上の脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 26 日から 42 年 3 月 1 日まで

平成 9 年 6 月ころに銀行の渉外担当者に、年金を受け取るための手続をお願いし、社会保険事務所で調べてもらったところ、A株式会社での厚生年金が既に一時金として支給されていると知り驚いた。すぐに、社会保険事務所に行き説明を求めたが満足のいく回答は得られなかった。60 歳を迎える直前から社会保険事務所に何度も行って相談してきたが、何の成果も得られなかった。年金問題がクローズアップされ、年金記録第三者委員会へ申立制度が有ることを知った。一刻も早い脱退手当金支給記録の訂正と厚生年金支給を求める。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社について、申立人と同時期に退職した同僚女性から「脱退手当金は受け取った。退職時に人事課の方に、皆さんが受け取っているから手続をするからと言われ、それ位の説明で受け取った。」との証言があり、かつ、同時期に退職した事務職の女性から「自分はちょうど5年しか勤務していないので退職金も脱退手当金ももらえなかったが、人事課が退職金と脱退手当金の手続を行っており、当時、上司からは勤務期間が5年を超えないともらえないと説明された。」との証言があることから、当時は、事業主により5年を超えて勤務した者に対して代理請求が行われていたと考えられる。

また、昭和 39 年から 43 年までの期間に同社を退職した女性 28 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、昭和 39 年以降は5年を超えて勤務し退職した者（9名）のほとんど（8名）が短期間に脱退手当金が支給されていることが確認できることから、事業主により代理請求が行われていたと考えるのが妥当であり、申立人についても事業主により代理請求がなされたと考え

られる。

さらに、旧台帳により、脱退手当金支給日前の昭和 42 年 5 月 16 日に社会保険庁本庁から管轄社会保険事務所に対して申立人の標準報酬月額が回答がなされたことが確認できることから、脱退手当金裁定のために記録照会及び回答が行われたと推認できる上、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 42 年 8 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、株式会社Aに勤務していた平成 7 年 10 月分について、厚生年金保険に未加入との回答があった。同社を退職したのは同年 10 月 31 日であったので、同月分について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、株式会社Aを平成 7 年 10 月 30 日付で退職し、同月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認でき、その内容は、社会保険庁の記録に一致している。

また、平成 7 年 11 月 24 日に申立人の預金口座に振り込まれていたとする給与額から推定しても、申立人の標準報酬月額から算定できる同年 10 月分の社会保険料（4 万 1,990 円）の控除があったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、ほかに申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 810

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
申立期間は、病気のため休職中であったが、AのB支所に在籍していた。復帰後の昭和 33 年 12 月 1 日にAのC本部でB支所の辞表の提出とC本部での再雇用の辞令の受取りを同時に行った記憶がある。このことからB支所とC本部での在籍は続いていると認識している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

AのB支所が保管する職員台帳から、申立人は昭和33年 1 月31日に依願退職していることが確認でき、AのC本部が保管する厚生年金番号台帳から、申立人は同年33年12月 1 日に採用されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するB支所及びC本部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。